

議 第 41 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3, 832人」を「3, 757人」に改め、同条第7号中「690人」を「745人」に改め、同条第11号中「750人」を「770人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

本市への高遊原南消防組合の消防事務の移管等に伴い、職員の定数の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。